

大阪医科薬科大学 病態モデル先端研究施設 利用手引き

1. 利用者

- (1) 病態モデル先端研究施設（以下、「施設」という）を利用できる者（以下、「利用者」という。）は、以下に掲げる者で教育訓練講習 eラーニング（Smart HR）を受講し、登録された者である。
 - 本学の教職員（大学院生・研究生・研究補助員などを含む）
 - 病態モデル先端研究部門長が認めた者
- (2) 利用者として登録された者は、動物実験を継続的に実施するために教育訓練講習を4年に1回受講しなければならない。

2. 施設への出入

- (1) 施設玄関は常時施錠されている。「利用登録申請書」を提出し、教職員用 ID カードにより出入りする。
- (2) 入室時に入室名簿に記名をし、退室時に退出時刻を記入する。※セキュリティ対策として
- (3) 各飼育室への入室に際しては、専用の白衣・マスク・グローブ・キャップ・履物を必ず着用しなければならない。
- (4) 施設内におけるいずれの扉も、必要な時以外は解放しないこと（動物の逃走予防および不潔動物の侵入防止のため）。

3. 実験動物の購入

- (1) 購入動物の微生物学的品質の吟味がきわめて重要で、特に共同利用する施設では高品質の保障が不可欠であるため、施設職員の指示に従わなければならない。
- (2) 施設で動物の飼育を希望する利用者は、「動物実験計画書」の承認を受けた後、「実験動物（購入・飼育）申込書」を提出する。
- (3) 実験動物は原則として施設で一括発注するが、特殊な条件の動物を利用者が調達する場合は「譲渡依頼書」を提出しなければならない。
- (4) コンベンショナル飼育室に他大学などから動物を搬入する場合は、搬入される動物と同一ケージから2検体、通常動物コアセットの検査をし、陰性だった場合のみ搬入できる。
- (5) SPF 飼育室に他大学などから動物を搬入する場合は、取扱業者によるクリーニングを行うこと。
- (6) 施設の飼育可能動物数に限りがあるため、事前（一週間前まで）に動物収容状況を確認すること。
- (7) 実験動物が搬入されると施設職員は利用者に連絡し、利用者は施設にて実験動物を受領し（同日の午後4時30分までに）、状態を確認したうえで準備されたケージに移す。

4. 飼育室の利用

- (1) 実験動物の飼育室・柵・ケージは「実験動物（購入・飼育）申込書」に基づき、施設にて割り当てる。
- (2) 施設で準備した飼育ケージに、利用者は氏名等を記入したカードを付ける。（このカードの無いケージの実験動物は施設職員が処分し、ケージを片付ける場合がある。）
- (3) 実験動物の繁殖は、事前に施設の許可を得た場合で飼育スペースに余裕がある場合のみ認められる。施設の許可なく、利用者がケージを増やすことをしてはならない。
- (4) 指定ケージ以外のケージや飼育機器を持ち込む場合は、事前に施設管理責任者の許可を受けなければならない。

5. 実験動物の飼育管理

- (1) 実験動物の給餌・給水および室内の清掃は、施設職員が行う。
- (2) 飼料は施設が一括購入するが、特殊飼料を必要とする場合は利用者が購入し、給餌すること。
- (3) 床敷（ケージのチップ）の交換は利用者が行わなければならない。交換は1週間に1-2回が望ましい。汚れたチップは、ケージとともに施設内の所定の場所に置く。
- (4) 利用者は、必ず飼育室床の清掃等の後片付けを行い、他の利用者の支障とならないようにしなければならない。

- (5) 床敷の購入・ケージの洗浄は施設職員が行う。
- (6) 利用者は、実験動物の状態を観察し、飼育管理日誌または自分の実験ノートに記録する。

【注意】 実験動物への投薬や手術のみが動物実験ではない。実験動物の適切な飼育管理もまた動物実験の一部である。なぜなら、感染症のある実験動物やストレスにさらされた実験動物から、正確なデータが得られるとは期待できないからである。実験動物の適切な飼育管理により、始めて動物実験の科学性が保障されること、それが取りも直さず動物福祉となることを銘記しなければならない。

6. 実験操作

- (1) 注射及び投薬等の簡単な処置は、飼育室で行うことができる。注射器や処置器材は、他の利用者の支障とならないよう、各自の責任で後始末すること。廃棄するときは分別廃棄し、特に注射針には感染性廃棄物として注意する。
- (2) 実験室及び実験機器は WEB 予約を行う。
- (3) 利用者が所定の規定に反する使用により損傷させた場合、当該損傷に係る修理費用は利用者の負担とする。
- (4) 実験室の清掃、整頓、消毒等の後始末は利用者が行わなければならない。
- (5) 実験室および飼育室に持ち込む機器は最小限度とし、大型機器等を持ち込み、他の利用者の迷惑となる可能性のある場合は、事前に施設管理責任者の許可を得なければならない。搬入した実験機器の管理はその利用者の責任において行い、使用後は速やかに搬出しなければならない。
- (6) 毒物毒薬溶液の調製や投与は、必ずドラフト内で行うものとする。決してドラフト外で行ってはならない。

7. 実験動物の移動

- (1) 一旦施設に搬入された実験動物は、原則として施設外へ持出すことはできない。投薬・手術等の処置は施設内で行うこと。
- (2) 特殊な事情により実験動物を施設外（各教室の動物実験室など）へ持ち出す場合は、「再搬入許可申請書」を提出し、24時間以内に施設内の元の位置に戻すこと。24時間以上施設外で飼育した場合には、施設への再搬入は認められない。

8. 実験動物の屍体の処理

- (1) 施設内で処分した動物の屍体は黒いビニール袋などに入れ、透見できないようにしたうえで屍体専用のフリーザーに収置する。
- (2) 研究室へ搬出して処分した実験動物の屍体も同上とし、屍体専用のフリーザーに収置する。
- (3) 実験動物の屍体は、施設職員がチェックし専用箱に入れ、重量を計測し、業者に引き渡す。
- (4) 飼育中の実験動物が死亡していた場合、利用者は屍体を直ちに処分しなければならない。施設職員から利用者に連絡がつかない場合、施設職員は利用者の屍体確認を待たず処分することができる。

9. 事故

不慮の事故が発生した場合は、各飼育室前に設置の「緊急時対策マニュアル」を参照し、直ちに施設職員に連絡する。就業時間外は、総合研究棟1階の保安室に連絡する。

10. 特殊飼育室

SPF 室および感染実験飼育室の利用は別に定める利用手順による。

11. 利用の禁止

この利用手引きに違反した者に対しては、病態モデル先端研究部門運営委員会で審議し利用を禁止する場合がある。

12. 改廃

この手引きの改正は、病態モデル先端研究部門運営委員会の議を経て行う。